

## 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	土佐国道事務所エレベータ設備修繕
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所長 森山 崇 高知県高知市江陽町2-2
契約締結日	令和 6年 6月 13日
契約の相手方の 氏名及び住所	三精テクノロジーズ株式会社 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目3番29号
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 2, 310, 000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 2, 354, 000-
随意契約による こととした理由	<p>本件は、四国地方整備局土佐国道事務所に設置のエレベータについて、シーケンサユニット取替他の修繕を行うものである。</p> <p>当事務所で唯一のエレベータは設置後約20年経過しており、故障の発生も増えている現状にあるが、故障発生時の原因究明及び復旧対応は製造業者以外の者では対応不可能なケースが多く、停止した場合、障害者の来所時や機器の搬出入など、あらゆる面で支障が生じることとなるため、極めて早急かつ確実な対応が必要となる。</p> <p>製造業者である上記の者は、故障による機能停止時においても、受注者の責による適正な管理が行えるよう今年度保守（POG）契約を結んでいたところであり、仮に本作業後に不具合が生じた場合においても、契約不適合責任の所在が問題となることなく、長期間の機能停止に陥ることがないよう対処可能な唯一の業者である。</p> <p>以上の理由から、会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、上記の者と随意契約を行うものである。</p>
備考	